

環境保全行動計画及び自動車使用管理計画の届出運用に関する要綱

平成 19 年 3 月 28 日

環 境 局 長 決 裁

平成 22 年 2 月 16 日改正

(目 的)

第 1 条 この要綱は、札幌市生活環境確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 65 条の規定に基づき、環境保全行動計画及び自動車使用管理計画の届出運用について必要な事項を定めるものとする。

(市長が公表する情報)

第 2 条 札幌市生活環境の確保に関する条例（以下「条例」という。）第 15 条及び条例第 25 条の公表規定による公表内容を以下に定める。

規則で定める環境保全（自動車使用管理）計画提出書（様式 1）（以下「様式 1」という。）及び環境保全（自動車使用管理実施）報告提出書（様式 2）（以下「様式 2」という。）に記載を求める事項のうち

- (1) 事業者名及び代表者名
- (2) 住所
- (3) 事業の概要
- (4) 事業規模
- (5) 計画提出根拠
- (6) 環境マネジメント認証取得情報

環境保全行動・自動車使用管理計画書及び環境保全行動・自動車使用管理実施報告書に記載を求める事項のうち

- (1) 基本的な方針
- (2) 行動目標及び行動目標の達成状況
- (3) 行動目標達成・未達成の理由

(計画策定対象に関わる事項)

第 3 条 規則第 12 条第 1 項に定める「常時使用する従業員」とは、計画策定年度の 4 月 1 日の時点で、当該事業者期間を定めずに使用されている者、もしくは以下に示す者のうち、1 か月を超える期間を定めて使用されている者をいう。

- (1) 嘱託、パート、アルバイト等
- (2) 委託・請負等により当該事業者の事業所で働いている者、出向者等
- (3) 役員のうち、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者

ただし、従業員のうち、他の事業者の事業所において出向等で働いている者は除く。

2 条例第 23 条で定める「事業の用に供するために使用する自動車」とは、市内の事業所を使用の本拠地とするもの、または市内の事業所で管理・保有しているもののうち以下の自動車を除く。

- (1) 二輪自動車
- (2) 被けん引自動車

- (3) 1年未満の借受による自動車
- (4) 商品として展示している自動車
- (5) その他、不特定多数の者が短期間使用する自動車（試乗車、自動車教習所の教習車等）

（計画の策定・提出）

第4条 計画は原則3年計画とする。3年ごとに新規計画を策定し、新規計画初年度の7月末日までに提出すること。

2 計画提出時には様式1のほか以下に定める書類を作成し、提出すること。

- (1) 環境保全行動・自動車使用管理計画書（以下「計画書」という。）
- (2) 別紙1（燃料等使用量原油換算シート）
- (3) 別紙2（二酸化炭素排出量計算シート）
- (4) 別紙3（設備概要報告シート）

（報告の作成・提出）

第5条 報告は、毎年報告年度の翌年の7月末日までに提出すること。

2 報告提出時には様式2のほか以下に定める書類を作成し、提出すること。

- (1) 環境保全行動・自動車使用管理実施報告書（以下「報告書」という。）
- (2) 別紙1（燃料等使用量原油換算シート）
- (3) 別紙2（二酸化炭素排出計算シート）

（変更書の提出）

第6条 各々の計画書の変更を行うときは、変更後速やかに規則で定める環境保全行動（自動車使用管理）計画変更書（様式3）（以下「様式3」という。）を提出すること。

このとき、以下の場合は様式3のみ、その他の変更の場合は、計画書及び必要な別紙も併せて提出すること。

- (1) 提出者 住所変更及び法人名の変更
- (2) 事業を廃止したとき

（電磁的記録の提出について）

第7条 条例第13条第1項、第4項及び第5項、条例第23条第1項、第3項及び第4項で定める書類の書面での提出に代えて、電子情報処理組織を利用して行われた電磁的記録の提出についても書面により行われたものとする。

（環境マネジメントシステム認証）

第8条 環境マネジメントシステム認証（以下に定めるものに限る）取得事業者においては、環境保全行動計画及び自動車使用管理計画を策定するにあたり、計画書及び報告書に求める項目のうち、別途定める項目についての記載をその認証取得の写しで代えることができるものとする。

- (1) 財団法人日本適合性認定協会又はこれと同等と認められる認定機関が認定した日本工業規格Q14001に定める環境マネジメントシステム
- (2) エコアクション21
- (3) グリーン経営
- (4) 北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）

(5) エコステージ

(非公表事項に関する取扱いについて)

第 9 条 計画書等の記載内容で、経営に関する事項など、公表することにより、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとして、事業者より公表しないことについて請求があった事項については、札幌市がその請求を妥当と認めた場合、当該事項を非公表とすることができるものとする。

(北海道との情報共有について)

第 10 条 提出された情報については、前条で事業者から非公表を求められ、札幌市が妥当性を認めた事項を除き、北海道と情報を共有することができるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境管理担当部長が定めるものとする。

附則 (平成 19 年 3 月 要綱)

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 22 年 2 月 要綱)

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。